

# 有価証券届出書の訂正届出書

オリックス不動産投資法人

( 12598 )

# 有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成15年9月8日提出

発行者名 : オリックス不動産投資法人  
代表者の役職氏名 : 執行役員 市川 洋  
本店の所在の場所 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
事務連絡者氏名 : オリックス・アセットマネジメント株式会社  
執行役員 齊藤 裕久  
連絡場所 : 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
電話番号 : 03-3435-3285 (代表)

## 届出の対象とした募集

募集内国投資証券にかかる  
投資法人の名称 : オリックス不動産投資法人  
募集内国投資証券の  
形態及び金額 : 形態 : 投資証券  
発行価額の総額 : 一般募集 24,121,396,000円

## 安定操作に関する事項

- 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引所です。

## 有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

名称	所在地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

( 本書面の枚数 表紙共 5 枚 )

## I 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 15 年 8 月 18 日に提出した有価証券届出書並びに同年同月 26 日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディングの結果、同年 9 月 8 日の役員会において発行価格及び発行価額等が決定されましたので、本訂正届出書により以下のとおり訂正いたします。

## 訂正事項

# 目 次

	頁
<b>第一部 証券情報</b>	
<b>第 1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）</b> .....	1
(4) 発行価額の総額 .....	1
(5) 発行価格 .....	1
(8) 申込期間 .....	1
(11) 払込期日 .....	2
(13) 手取金の使途 .....	2
(14) その他 .....	2
<b>第二部 発行者情報</b>	
<b>第 1 投資法人の状況</b> .....	5
<b>3. 投資リスク</b> .....	5
(1) 本投資証券への投資に関するリスク要因 .....	5

## 訂正箇所

訂正箇所には\_\_\_\_\_を付しております。

# 第一部 証券情報

## 第1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）

### (4) 発行価額の総額

< 訂正前 >

25,000,000,000 円

(注) 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額であり、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額であります。

< 訂正後 >

24,121,396,000 円

(注) 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、引受人の買取引受による払込金額の総額であります。

### (5) 発行価格

< 訂正前 >

未定

(注)1. 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格決定日（平成15年9月5日（金）から平成15年9月9日（火）までのいずれかの日）における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件とし、平成15年9月5日（金）から平成15年9月9日（火）までのいずれかの日に、需要状況等を勘案した上で、本募集における価格（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より本投資証券1口あたりの払込金として受け取る金額）を決定します。

(注)2. 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注)3. 新しく発行される本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成15年9月1日（月）とします。

（後 略）

< 訂正後 >

480,200 円

(注)1.の全文削除

(注)1. 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注)2. 新しく発行される本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成15年9月1日（月）とします。

（後 略）

### (8) 申込期間

< 訂正前 >

平成15年9月10日（水）から平成15年9月12日（金）まで

(注) 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定であります。上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げること

があります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成 15 年 8 月 27 日（水）から平成 15 年 9 月 9 日（火）までを予定しておりますが、実際の本募集における価格（発行価格）及び申込証拠金の決定日は、平成 15 年 9 月 5 日（金）から平成 15 年 9 月 9 日（火）までのいずれかの日を予定しております。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成 15 年 9 月 8 日（月）から平成 15 年 9 月 10 日（水）まで」となることがありますのでご注意ください。

< 訂正後 >

平成 15 年 9 月 9 日（火）から平成 15 年 9 月 11 日（木）まで

(注)の全文削除

## (11) 払込期日

< 訂正前 >

平成 15 年 9 月 18 日（木）

(注) 払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定であります。上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成 15 年 8 月 27 日（水）から平成 15 年 9 月 9 日（火）までを予定しておりますが、実際の本募集における価格（発行価格）及び申込証拠金の決定日は、平成 15 年 9 月 5 日（金）から平成 15 年 9 月 9 日（火）までのいずれかの日を予定しております。したがって、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成 15 年 9 月 16 日（火）」となることがありますのでご注意ください。

< 訂正後 >

平成 15 年 9 月 17 日（水）

(注)の全文削除

## (13) 手取金の使途

< 訂正前 >

本募集による本投資法人の手取金（25,000,000,000 円）については、本投資法人による新たな特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じ。）の取得資金及び借入金の返済等に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

本募集による本投資法人の手取金（24,121,396,000 円）については、本投資法人による新たな特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じ。）の取得資金及び借入金の返済等に充当します。

(注)の全文削除

## (14) その他

### 引受け等の概要

< 訂正前 >

本投資法人及び資産運用会社（後記「第二部 発行者情報 / 第 1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (2) 投資法人の目的及び基本的性格」に定義されます。）は、発行価格決定日に、下表に記載する引受人との間で、本募集の対象となる本投資証券の買取引受契約を締結する予定です。

引受人は、本募集の対象となる本投資証券全てについて、発行価格決定日に決定される発行価額（引受価額）にて連帯して買取引受けし、当該発行価額（引受価額）と異なる発行価格で募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額（引受価額）の総額を本投資法人に払込み、発行価額（引受価額）

の総額と発行価格の総額との差額は引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して本募集にかかる引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	未定
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	
日興シティグループ証券会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	
東洋証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番5号	
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社 東京支店	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	
合計		52,000口

(注)1. 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注)2. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注)3. 大和証券エスエムビーシー株式会社及びUBS証券会社を「共同主幹事会社」ということがあります。

(後略)

<訂正後>

本投資法人及び資産運用会社(後記「第二部 発行者情報 / 第1 投資法人の状況 / 1. 投資法人の概況 / (2) 投資法人の目的及び基本的性格」に定義されます。)は、平成15年9月8日(月)に、下表に記載する引受人との間で、本募集の対象となる本投資証券の買取引受契約を締結しました。

引受人は、本募集の対象となる本投資証券全てについて、発行価額(引受価額)(1口当たり463,873円)にて連帯して買取引受けし、当該発行価額(引受価額)と異なる発行価格(1口当たり480,200円)で募集を行います。

引受人は、払込期日に発行価額(引受価額)の総額を本投資法人に払込み、発行価額(引受価額)の総額と発行価格の総額との差額(1口当たり16,327円)は引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して本募集にかかる引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都中央区八重洲一丁目3番5号	32,760口
UBS証券会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,200口
オリックス証券株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目3番8号	4,420口
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,420口
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,144口
UFJつばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	1,144口
日興シティグループ証券会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,144口
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲二丁目4番1号	1,144口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	156口
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	156口
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	104口
東洋証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番5号	104口
ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社 東京支店	東京都千代田区大手町一丁目7番2号	104口
合計		52,000口

(注)1.の全文削除

(注)1. 引受人は、引受人以外の証券会社に引受投資口の販売を委託することがあります。

(注)2. 大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社を「共同主幹事会社」ということがあります。

(後 略)

## 申込みの方法等

### (口) 受渡し

#### < 訂正前 >

本投資証券の受渡期日は、平成 15 年 9 月 19 日(金)の予定です。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)に預託され、東京証券取引所への追加上場日(平成 15 年 9 月 19 日(金))から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。

(注) 受渡期日及び追加上場日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格決定日において正式に決定する予定であります。上記受渡期日及び追加上場日については、需要状況等を勘案した上で、繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成 15 年 8 月 27 日(水)から平成 15 年 9 月 9 日(火)までを予定しておりますが、実際の本募集における価格(発行価格)及び申込証拠金の決定日は、平成 15 年 9 月 5 日(金)から平成 15 年 9 月 9 日(火)までのいずれかの日を予定しております。したがって、受渡期日及び追加上場日が最も繰り上がった場合は、「平成 15 年 9 月 17 日(水)」となることがありますのでご注意ください。

#### < 訂正後 >

本投資証券の受渡期日は、平成 15 年 9 月 18 日(木)です。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)に預託され、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)への追加上場日(平成 15 年 9 月 18 日(木))から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。

(注)の全文削除

## 追加発行の制限

#### < 訂正前 >

本投資法人は、本募集に関し、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社との間で、受渡期日から 90 日間は、投資口の追加発行を行わないことに合意する予定です。なお、この場合においても、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社は、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

#### < 訂正後 >

本投資法人は、本募集に関し、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社との間で、受渡期日から 90 日間は、投資口の追加発行を行わないことに合意しております。なお、この場合においても、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社は、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

## 第二部 発行者情報

### 第1 投資法人の状況

#### 3. 投資リスク

##### (1) 本投資証券への投資に関するリスク要因

###### 一般的なリスク

###### (e) 投資口の希薄化に関するリスク

###### < 訂正前 >

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを随時必要としております。本投資法人は、規約及び投信法に従い、その事業遂行のために必要に応じて規約で定める範囲内（本投資法人の場合は200万口）において、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額（投信法第121条第2項）で投資口を随時追加発行する予定です（但し、本投資法人は、本募集に関し、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社との間で、受渡期日から90日間は投資口の追加発行を行わないことに合意する予定です。）。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口数に対する割合は希薄化する可能性があります。また、期中において追加発行された投資口に対して、その期の保有期間にかかわらず、既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配を行うことがあり、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額が影響を受けることがあります。また、市場における投資口の需給バランスに影響を与えることもあるため、その結果、本投資証券の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。それらの結果、本投資証券の投資家は市場価格の変動により、当初の投資額を下回る金額しか回収できない可能性があります。

（後 略）

###### < 訂正後 >

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを随時必要としております。本投資法人は、規約及び投信法に従い、その事業遂行のために必要に応じて規約で定める範囲内（本投資法人の場合は200万口）において、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額（投信法第121条第2項）で投資口を随時追加発行する予定です（但し、本投資法人は、本募集に関し、大和証券エスエムピーシー株式会社及びUBS証券会社との間で、受渡期日から90日間は投資口の追加発行を行わないことに合意してあります。）。投資口が追加発行された場合、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口数に対する割合は希薄化する可能性があります。また、期中において追加発行された投資口に対して、その期の保有期間にかかわらず、既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配を行うことがあり、既存の投資主が有する投資口への分配額に影響を与える可能性があります。さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額が影響を受けることがあります。また、市場における投資口の需給バランスに影響を与えることもあるため、その結果、本投資証券の市場価格が悪影響を受ける可能性があります。それらの結果、本投資証券の投資家は市場価格の変動により、当初の投資額を下回る金額しか回収できない可能性があります。

（後 略）